

## 平成29年度に最終報告書が提出された 研究機関における不正使用事案

No.	機関名	不正の種別	不正使用額	不正が行われた年度
1	京都大学	カラ出張	11,248,802円	H19～27
2	佐賀大学	架空請求	615,110円	H24～28
3	熊本大学	カラ出張	412,788円	H24～26、 28
4	群馬大学	品名替え、期ずれ	20,028,231円	H23～28

※文科省HP【研究機関における不正使用事案について】から抜粋  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364866.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364866.htm)

### CASE:1 カラ出張事案(1, 3)

実行状況の把握が難しい旅費(情報収集や打合せに係る出張など)において、カラ出張などが行われたケース。

- ➡ 一定数の抽出による出張状況の確認など、効果的に牽制することが重要。

### CASE:2 運用面の不手際が不正使用につながった事案(1, 2, 4)

「公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正から4年経過し、各機関において体制整備が行われた中、軽微なルール違反の放置や、規程に基づく取組が行われていない状況下で不正使用が行われたケース。

- ➡ 今一度、各機関において不正使用防止計画の実施・運用状況を確認することが必要。また、現場の声を拾い、毎年度のPDCAサイクルの徹底が重要。



※体制整備の不備による不正と認定された場合、  
 間接経費の削減など重いペナルティが課せられます。  
 (ガイドラインP19 第7節より)